

第9 共謀罪の創設とその問題点

1 共謀罪の提案に至る経緯と組織犯罪処罰法改正案の成立

政府は、2000（平成12）年12月、国連越境組織犯罪防止条約（United Nations Convention against Transnational Organized Crime）に署名している。同条約は、越境的な組織犯罪が近年急速に複雑化・深刻化してきたことを背景として、これに効果的に対処するためには、各国が自国の刑事司法制度を整備し、強化するのみならず、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識を踏まえて、越境的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを規定している。2003（平成15）年5月には、国会において同条約を批准することが承認されている。

政府は、2003年以降、共謀罪の創設を含む組織犯罪処罰法の改正案を国会に3度上程したが、いずれも市民からの反対や野党の抵抗にあって廃案になっており、長らく国会に上程されなかった。

ところが、政府は、共謀罪の創設を含む組織犯罪処罰法の改正案を、2017（平成29）年3月21日に閣議決定して、国会に上程した。その後、衆議院法務委員会での審議を経て衆議院で可決し、その後、参議院に送られて参議院法務委員会で審議されたが、同年6月15日、参議院本会議において、参議院法務委員会での採決を省略して「中間報告」を行った後、与党と維新の党の多数により可決・成立した。同年6月21日に公布され、同年7月11日に施行された。

2 共謀罪の問題点

政府が提案していた共謀罪の構成要件は、「組織的な犯罪集団」の関与を求めておらず、単に「団体」と規定するだけであるために、共謀罪が適用される団体が極めて曖昧である上に、共謀しただけで直ちに犯罪が成立するとされていることから、その構成要件は広汎かつ不明確であり、刑法の人権保障機能の観点から到底容認することはできない。

近代刑法においては、法益侵害の結果を発生させた既遂犯を処罰するのが原則であり、実行に着手したが結果が発生しなかった未遂犯は例外的に処罰され、法益が重大な場合にさらに例外的に予備罪が処罰されることになっている。

ところが、政府が提案した組織犯罪処罰法改正案は、同条約が「重大犯罪」として長期4年以上の全ての犯罪と定義し、共謀罪を全ての「重大犯罪」について立法化することを締約国に義務化していることを受けて、かつての法案では長期4年以上の全ての犯罪（当時で619、現在では676の犯罪）について、277の罪を対象犯罪として別表で規定し、それぞれについて共謀罪を新設する立法事実を検討することなく、一律かつ自動的に共謀罪を新設するものである。我が国は、他の国と比べると、同じ罪種でも、殺人について謀殺・故殺のように構成要件と刑罰が別々に規定されておらず、また、窃盗や詐欺などでも手口によって構成要件と刑罰が別々に規定されていない。そのため、極めて広い法定刑を定めているために、例えば窃盗（法定刑は10年以下の懲役）も「重大犯罪」として共謀罪が新設されることになってしまうという我が国独自の法制のために共謀罪を新設する対象犯罪が極めて多くなっている。

そのため、現行法上、予備罪・準備罪は約50、共謀罪・陰謀罪は26あるが、これと比較して、それ以前に成立する共謀罪が277も新設される結果、現行法の体系を崩すことになってしまう。

今回の法案では、①対象となる団体を組織的な犯罪集団に限定し、②行為を「共謀」から「計画」に改め、③計画だけでは処罰されず、資金又は物品の手配や関係場所の下見などの準備行為が行われて初めて処罰できることとされ、政府はかつての法案とは異なっていることを強調するとともに、2020（令和2）年の東京オリンピックのためのテロ対策であることを前面に掲げた（法案に使われていない「テロ等準備罪」と呼称した）。

しかしながら、国会審議において、①については、継続的な結合体全体の活動実態等から見て社会通念に従って客観的に決めるとされており、対外的に環境保護や人権保護を標榜している団体であってもそれが隠れ蓑であるとか名目に過ぎず、実態として構成員の結合関係の基礎が一定の重大な犯罪を実行することにある場合には「組織的犯罪集団」に当たりうると説明されており、そうだとすると、普通の市民運動団体、労働組合、会社組織でも、「組織的犯罪集団」に当たりうることとなるから何の限定にもならない。②についても、ほぼ同様の概念であり、「計画」と言い換えたなら厳格に解釈されることにはならない。③については、「準備行為」は予備行為における客観的な危険性がなくても良いと解されることから、例えば、ATMでお金を下ろす行為のような日常的な行為でも良いということになるし、第1次的には警察などの捜査機関の判断によることになるから、計画をした者の日常的な行為を捉えて、準備行為が恣意的に認定されるおそれを否定することができないなどの問題がある。

国会審議においては、これらの懸念や疑問を払拭することなく、採決が強行されてしまっている。

3 法案をめぐるこれまでの日弁連及び弁護士会の活動と今後求められる活動

日弁連は、かねてから共謀罪法案に反対しており、かつての政府案に対して、2度反対の意見書を公表していた（2006〔平成18〕年9月14日付「共謀罪新設に関する意見書」、2012〔平成24〕年4月12日付「共謀罪の創設に反対する意見書」）。

日弁連は、2014（平成26）年3月に、共謀罪法案対策本部を設置し、全国の弁護士会で反対の会長声明を出したり、会内学習会や市民集会などの実施を進めてきたりした（日弁連は2018（平成30）年6月に秘密保護法・共謀罪法対策本部に改組して活動を続けている）。

今回の法案提出を前に、日弁連は、2017（平成29）年2月17日付「いわゆる共謀罪法案の国会上程に反対する意見書」を公表している。

今回の法案が国会に上程された後も、同年5月23日付「いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の衆議院での採決に対する会長声明」、同年6月15日付「いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の成立に関する会長声明」をそれぞれ発出している。また、東京弁護士会を含む全ての弁護士会において、反対の会長声明等をあげている。

しかしながら、残念ながら、通常国会において改正組織犯罪処罰法は成立し、既に施行されている。

施行後2年半以上が経過しているが、改正法が適用された事例は存しない。しかしながら、今後も、同法が恣意的に運用されて、市民が不当にプライバシー等を侵害されることがないように注視して、日弁連や全国の弁護士会は、市民と協力して、成立した同法の廃止に向けた取組みを行う必要がある。